

法定相続人による開示のお手続きについて

一般社団法人全国銀行協会
全国銀行個人信用情報センター

1. 死亡された方の開示については、成年の法定相続人に限り請求を受け付けております。

(注) 法定相続人＝配偶者または第一順位（子（子が生存していない場合はその子））、第二順位（直系尊属（父母、祖父母の順））、第三順位（兄弟（兄弟が生存していない場合はその子））

- * 第二順位は第一順位が生存していない場合、第三順位は第一順位・第二順位が生存していない場合に限り法定相続人となる。
- * 配偶者は、常に法定相続人となる。
- * 法定相続人が未成年者（既婚者を除く）の場合には、開示請求を受け付けておりません。

2. 必要書類

法定相続人による開示には次の書類が必要です。それぞれの該当の説明をお読みいただき、ご準備のうえご郵送ください（郵送以外の方法はお受けしておりません）。

チェック欄	必要書類	ご説明項目
<input type="checkbox"/>	登録情報開示申込書（法定相続人用）	3. (1)
<input type="checkbox"/>	開示対象者の死亡を証する資料	3. (2)
<input type="checkbox"/>	法定相続人であること（続柄等）を証する資料	3. (3)
<input type="checkbox"/>	法定相続人の本人確認資料（1種類）	3. (4)
<input type="checkbox"/>	（ 弁護士等が代理人として手続きを行う場合 ） ➢ 委任状と印鑑登録証明書 ➢ 弁護士等であることを示す資料	3. (5)
<input type="checkbox"/>	開示手数料（1,000円分の定額小為替証書）	3. (6)

(注)・ 必要書類の不足、記入の不備等がある場合は、受け付けできませんので、送付前に再度ご確認ください。

- ・ 上記の書類は、返却いたしませんので、ご了承ください。
- ・ 戸籍謄本等により、「開示対象者の死亡を証する資料」と「法定相続人であること（続柄等）を証する資料」の両方の記載内容を確認できる場合は、兼用することが可能です。
- ・ 返信用封筒は不要です。

3. 必要書類等の内容

(1) 登録情報開示申込書（法定相続人用）（原本をご送付ください）

- ① 記入漏れのないようご記入ください。
- ② ご記入いただいた住所で確認できた情報を開示しますので、ローン等の契約をしたことのある勤務先住所も含め、現住所以外にお調べされたい住所がある場合には、その住所と郵便番号も記入してください。なお、2件を超える場合には、任意の用紙にお調べされたい住所等を記載のうえ、ご同封ください。
- ③ 被相続人の旧氏名や通称名の開示を受けられる方は、氏名欄の余白に、旧氏名等（フリガナ、漢字）を記入するとともに、旧氏名等を確認できる資料（戸籍謄本等）が必要となります（この場合も開示手数料は1件分（1,000円）で結構です。）。

(ウェブサイト)

- ④ 申込みの内容を確認するために電話をする場合がございますので、日中にお問い合わせができる連絡先の電話番号もご記入ください。また、ご連絡がつかない場合、申込書に記載のいずれかにお電話をさせていただく場合がございます。

(2) 開示対象者の死亡を証する資料

次の①～⑤の書類のうち、**いずれか1種類で死亡の確認ができる資料**を同封してください。

- ① 戸籍謄本（または抄本）の原本
- ② 除籍謄本の原本
- ③ 住民票（除票）の原本
- ④ 死亡診断書の写し
- ⑤ 家庭裁判所の審判書の写し等

(3) 法定相続人であること（続柄等）を証する資料

法定相続人（開示請求者）と亡くなった方の**続柄が記載されている戸籍謄本の原本等1通（発行日から3か月以内のもの）**※家庭裁判所の審判書の写し等を含む

なお、上順位の相続人が相続を放棄したことに伴い法定相続人となった場合には、相続放棄を証する資料を、上順位の相続人が死亡したことに伴い法定相続人となった場合には、その方の死亡を証する資料（すなわち、第2順位であれば、第1順位の方がいらっしゃらないこと、第3順位であれば、第1順位・第2順位の方がいらっしゃらないことを証する資料）を、ご提出ください。

また、当該法定相続人が、**第三順位や特別な場合は、相続関係説明図（系図）**を、必ずご作成いただき、ご同封ください。第1順位～3順位について、6頁の系図のサンプルをご参照ください。

○「法定相続情報一覧図の写し」（登記官の認証文言付きの書類原本）のご提出について

法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」（登記官の認証文言付きの書類原本）をご提出いただく場合は、開示対象者の死亡を証する資料および法定相続人であること（続柄等）を証する資料のご提出は原則不要です。

注）一覧図に法定相続人（開示請求者）の住所が記載されていることが必要です。

「法定相続情報一覧図の写し」の取得方法および制度の詳細については、法務省のウェブサイト「法定相続情報証明制度」について (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00284.html) をご参照ください。

(4) 法定相続人の本人確認資料

本人確認資料は、日本国内の官公庁等（健康保険組合を含み、外国政府機関を除く。）が発行したもので、有効期限内のものに限ります。

- ① 次のA～Kの書類のうち、**氏名、生年月日、現住所**が確認できる資料**いずれか1種類**を同封してください。

- A. 運転免許証（住所等に変更がある場合はうら面も）
- B. 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- C. パスポート（現住所記載の面も）
- D. 住民基本台帳カード（顔写真があるものに限る）
- E. 個人番号カード（マイナンバーカード）（写真あり・おもて面のみ）
- 「通知カード」は、本人確認資料に当たりません。**
- F. 在留カードまたは特別永住者証明書
- G. 各種健康保険証（現住所記載の面も）
- H. 公的年金手帳（証書）
- I. 福祉手帳（証書）
- J. 住民票（個人番号の記載がないもの）
- K. 印鑑登録証明書

有効期限内のもの
のコピー
（氏名、生年月日、住所
がわかるようにコピー
してください。）

発行日から3か月以内
の原本

（注）個人番号(※)に関する「**通知カード**」は、**本人確認資料に当たりません**のでご注意ください。

※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）における「個人番号」をいう。以下同じ。

(ウェブサイト)

(注) 個人番号が記載された「通知カード」や「個人番号カード」のうら面の写しをご送付いただいた場合は、ただちに復元不能な方法で廃棄いたします。また、個人番号の記載のある住民票をご送付いただいた場合は、個人番号部分を可視等識別不能な方法でマスキングを行います。

- ② 上記をお持ちでない場合には、センターにお問い合わせください。

お問い合わせ窓口 フリーダイヤル **0120-540-558**

- (※) 携帯電話、PHS等からおかけになる場合は、次の電話番号(通話料がかかります)までお願いします。 **03-3214-5020**

(5) 弁護士、司法書士、行政書士等が代理人として手続きを行う場合の委任状と印鑑登録証明書

弁護士、司法書士、行政書士等(以下「弁護士等」)が代理人として手続きを行う場合は、法定相続人1名(開示申込者)の弁護士等への委任状(所定の様式に当該法定相続人の自筆かつ実印が押されているもの)と当該法定相続人の印鑑登録証明書、弁護士等であることを示す資料(日本弁護士連合会が発行する身分証明書(発行日から3か月以内のもの)等)が必要となります。

- (注) 開示報告書は、原則として、直接法定相続人の現住所宛に「**本人限定受取郵便(特例型)**」または「**簡易書留**」で送付します。

(6) 開示手数料

1,000円(ゆうちょ銀行発行の定額小為替証書。消費税、送料込み)(※)

- (※) ・「定額小為替証書」は、郵便局またはゆうちょ銀行直営店で求めください。「定額」で額面1,000円分の証書をご購入ください。ご購入の際には、額面金額とは別に手数料がかかります。
- ・「定額小為替証書」には、表・裏とも記入欄がありますが、何も記入しないでご送付ください。
 - ・「定額小為替証書」と「定額小為替払渡票」が繋がったものをご送付ください。
 - ・有効期限内(証書発行日から6か月以内)のものをご送付ください。
 - ・上記手数料には、「本人限定受取郵便(特例型)」または「簡易書留」の諸費用および消費税が含まれています。
 - ・上記手数料は、「登録情報がない」場合であっても返却いたしませんので、ご了承ください。
 - ・開示対象者の姓が旧姓等複数ある場合であっても、上記手数料でお手続きいたします。

(7) 開示報告書の郵送

開示報告書は、法定相続人(申込者)の方に郵送しますので、法定相続人の方の郵便番号、現住所、氏名をご記入してください。

- ① 開示報告書は、原則、「**本人限定受取郵便(特例型)**」で郵送します。ただし、申込者本人の希望により、「**簡易書留**」での郵送も選択できます。「**簡易書留**」での郵送を希望される場合は申込書上部の郵送方法記載欄にマークを付してください。マークがない場合は原則どおり、より確実に申込者本人にお届けする本人限定受取郵便で送付します。
- ② 書類をお送りいただいてから登録情報開示報告書が到着するまで**1週間から10日ほど**かかります。
- ③ 郵便局での「保管期限切れ」等により、センターに返戻された開示報告書は、センターに返戻された日から、1か月後に廃棄されます。
- ④ 郵便局の保管期限を過ぎてしまったり、他の事情で登録情報開示報告書がセンターに返送されている場合、センターの上記「お問い合わせ窓口」にご連絡いただければ、上記センターの保管期間内に限り、再送いたします。なお、再送をご依頼される場合は別途再送代(実費の切手)が必要となりますので、予めご了承ください。ただし、切手のおつりは返却いたしませんのでご了承ください。
- ⑤ **速達**による送付を希望する場合は、郵送代金(**280円分の切手**)を同封し、開示申込書の欄外に「**速達希望**」とご記載ください。ただし、切手のおつりは返却いたしませんのでご了承ください。
- ⑥ ②の期間を過ぎ、登録情報開示報告書が届かない場合は**日本郵便お客様相談センター(0120-23-28-86 携帯の場合:0570-546-666)**にお問い合わせいただくか、センターの上記「お問い合わせ窓口」にご連絡ください。
- ⑦ 「**本人限定郵便(特例型)**」による郵送の場合の留意事項
 - (i) 「本人限定受取郵便(特例型)」をご選択された場合およびどちらも選択されていない場合は、登録情報開示報告書がご本人のお手元に確実に届くよう、「本人限定受取郵便(特例型)」により郵送します。この場合、**申込者本人以外(同居家族等)は受け取れないこと、本人確認資料**

の提示が必要であることにご留意ください。

- (ii) 「本人限定受取郵便 (特例型)」により郵送された郵便物を受け取るには、次の方法があります。
- ・郵便局から名宛人に郵送された**到着通知書**および本人確認資料をご持参して受け取る方法
 - ・郵便局に配達希望日・時間帯を電話連絡してご自宅に配達を依頼する方法
- (iii) 「本人限定受取郵便 (特例型)」により郵送された郵便物を受け取るためには、提示を求められた本人確認書類により、宛先の住所と本人確認資料の住所とが一致することの確認が行われます。

(注) 「本人限定受取郵便 (特例型)」により郵送された郵便物を受け取るために郵便局から求められる本人確認資料については到着通知書に記載されている郵便局にお尋ねください。

(注) 詳細は、別添の「本人限定受取郵便 (特例型) について」をご参照ください。

- (iv) 転居等により、現住所の記載がある本人確認資料がない場合は、受け取れない場合があります。

⑧ 「簡易書留」による郵送の場合の留意事項

- (i) 「簡易書留」をご選択された場合に限り、「簡易書留」により郵送します。
- (ii) 簡易書留で郵送する場合、**本人以外の方 (同居家族等) も受け取ることが可能**となることをご了承ください (当センター専用封筒の表面には「**親展**」と記載します)。なお、申込者本人自身が確実に受け取りたい場合は、⑦の本人限定受取郵便 (特例型) をお勧めいたします。また、申込者本人以外の方 (同居家族等) が開封したことについては、当センターは一切責任を負いません。

○本人限定受取郵便 (特例型) と簡易書留の主な特徴

本人限定受取郵便 (特例型)	簡易書留
○申込者本人に確実に受け取ってもらうため、 ・申込者本人以外 (同居家族等) は受け取れません。 ・本人確認資料の提示が求められます。 ○到着通知書が先に届きます。	○申込者本人以外 (同居家族等) も受け取れます。 ・本人確認資料の提示は必要ありません。 ・不在の場合のみ、不在通知が届きます。

4. 申込書の送付先

〒100 - 0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 丸の内二丁目ビル
 一般社団法人全国銀行協会
 全国銀行個人信用情報センター

5. 開示情報

- (1) **登録情報開示申込書にご記入いただいた氏名・生年月日・住所で確認できた、当センターに登録されている情報のみを開示します。**

(注) 官報の記載によっては、センターの官報情報として、通称名が登録されず、本名のみ登録されることがありますのでご注意ください。

- (2) センターの会員である金融機関から借入をしても、債務者死亡の事由により、金融機関によって情報が削除されることがあるため、亡くなった方の情報の開示を申し込んでも、情報が掲載されない場合がございますので、ご了承ください。

- (3) 当センターでは、次の個人信用情報機関と提携して延滞等の一部の情報について相互交流を実施しておりますが、各個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、それぞれの機関で受け付けております。各機関の概要、会員名、本人開示の手続等については、各機関のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

提携機関の名称	提携機関の概要	ホームページ	電話番号
(株)日本信用情報機構 (JICC)	主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関	http://www.jicc.co.jp/	0570-055-955 (ナビダイヤル)

(ウェブサイト)

株シー・アイ・シー (CIC)	主に割賦販売等のクレジット 事業を営む企業を会員とする 個人情報情報機関	http://www.cic.co.jp/	0570-666-414 (ナビダイヤル)
-----------------	--	---	--------------------------

以 上

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 丸の内二丁目ビル
一般社団法人全国銀行協会
全国銀行個人情報センター 行

切り抜いて申込の宛名として
ご使用ください。

本人限定受取郵便(特例型)について

「本人限定受取郵便(特例型)」を希望された場合およびどちらにも選択されない場合は、「登録情報開示報告書」がご本人のお手元に確実に届くよう、本人限定受取郵便(特例型)を利用して郵送させていただきます。

1. 本人限定受取郵便(特例型)とは

本人限定受取郵便は、郵便物に記載された名宛人ご本人に限り、郵便物をお渡しする日本郵便株式会社のサービスです。

郵便局から**到着通知書**が名宛人に送付されますので、「登録情報開示報告書」を郵便局で受け取る方法と、郵便局に電話連絡してご自宅に配達を依頼する方法のいずれかを選択して、以下の手順によりお受け取りください。

- ・郵便局での受け取りを希望される場合には、名宛人ご本人が、日本郵便株式会社が指定する書類(①氏名、住所および生年月日の記載がある本人確認資料1種類、②到着通知書)をご持参のうえ、郵便局でお受け取りください。
- ・ご自宅へ配達を希望される場合には、**到着通知書**に記載されている郵便局へ電話でご希望の日・時間帯をご連絡ください。配達の場合でも、ご本人しか受け取ることはできません。日本郵便株式会社が指定する本人確認資料(①氏名、住所および生年月日の記載がある確認資料1種類)をご用意ください。

2. ご注意ください

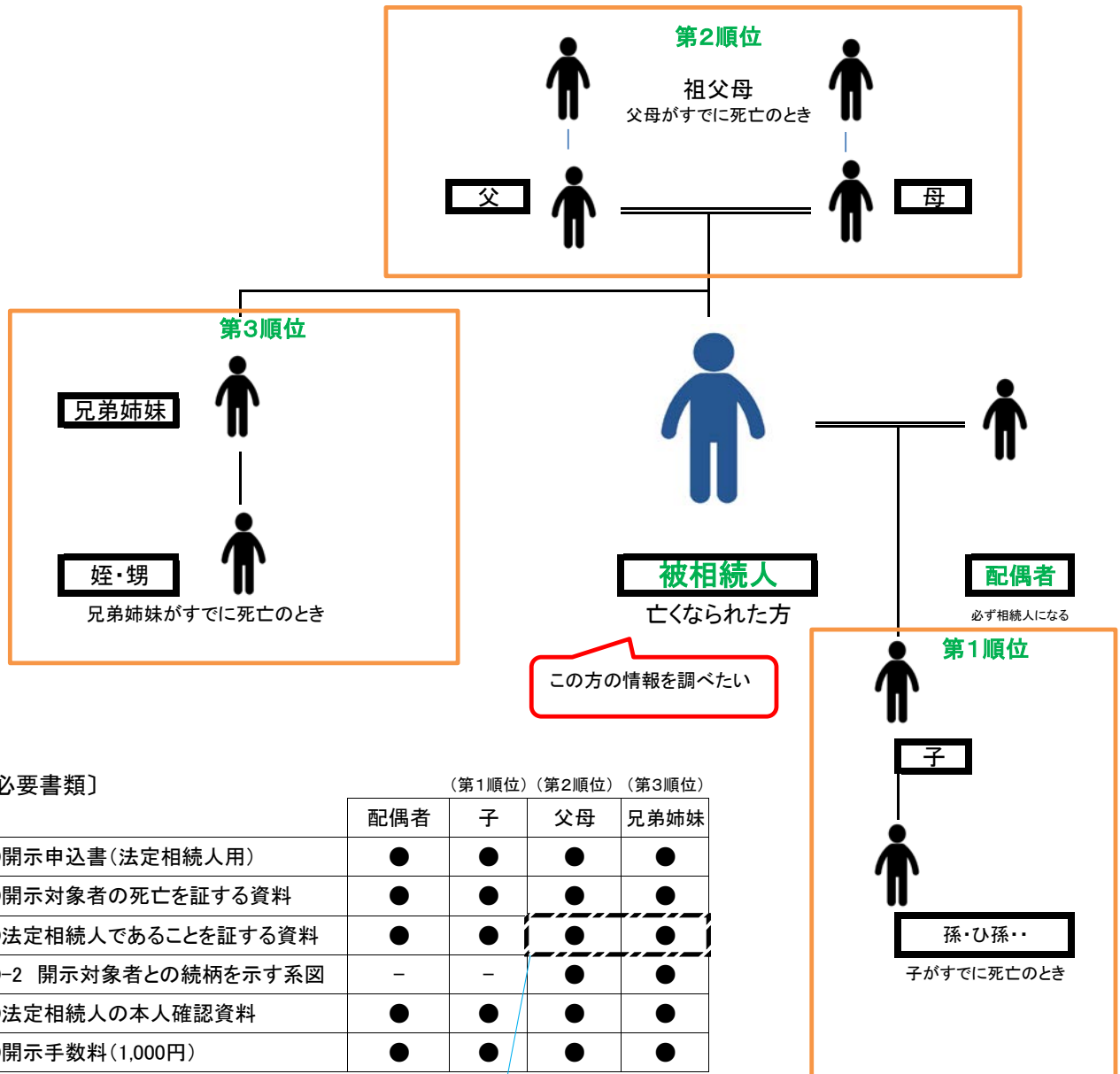
- ① 本人限定受取郵便(特例型)では、封筒の表面に名宛人の電話番号の記載がある場合には、郵便到着時に郵便局から電話連絡をするサービスがありますが、当センターから郵送する際には、電話番号を記載しませんので、郵便局からの電話連絡はございません。郵便局から名宛人に送付されます到着通知書でご確認ください。
- ② 本人限定受取郵便では、名宛人の指定した代理人が受け取ることができますが、当センターでは、登録情報の開示は法定代理人を除きご本人のみに限らせていただいておりますので、代理人指定はできません。
- ③ 当センターでは郵便局の発送状況や保管状況等を確認することはできませんので、**到着通知書**が届かない場合は、**日本郵便お客様相談センター(0120-23-28-86 携帯の場合:0570-546-666)**にお問い合わせください。

3. 詳しくお知りになりたい方は

「本人限定受取郵便(特例型)」について詳しいことをお知りになりたい場合には、最寄りの郵便局にお問い合わせいただくか、日本郵便株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

ご参考



〔必要書類〕

	(第1順位) (第2順位) (第3順位)			
	配偶者	子	父母	兄弟姉妹
①開示申込書(法定相続人用)	●	●	●	●
②開示対象者の死亡を証する資料	●	●	●	●
③法定相続人であることを証する資料	●	●	●	●
③-2 開示対象者との続柄を示す系図	-	-	●	●
④法定相続人の本人確認資料	●	●	●	●
⑤開示手数料(1,000円)	●	●	●	●

詳しくは、次ページからの説明書をご覧ください。

(ご注意ください！)

法定相続人であること、すなわち、第2順位であれば、**第1順位の方がいらっしやらないこと**、第3順位であれば、**第1順位・第2順位の方がいらっしやらないこと**を証する資料が必要です。

登録情報開示申込書 (法定相続人用)

センターが定める手続方法により、被相続人に関する登録情報の開示を申し込みます。

なお、開示情報の取扱いについては、一切の責任をもつことを誓約いたします。

開示報告書の送付は、次の2つの方法のうち、マークを付けた方に行ってください。

(注：マークがない場合は原則どおり、より確実にご本人にお届けする本人限定受取郵便で送付します。

この場合、受取りにあたってご本人以外は受け取れないこと、本人確認資料の提示が必要であることにご留意ください。)

		<input type="checkbox"/> 本人限定受取郵便										<input type="checkbox"/> 簡易書留																	
(フリガナ) 法定相続人氏名 (自署)																				続柄									
法定相続人の生年月日		<input type="checkbox"/> 西暦		<input type="checkbox"/> 明治		<input type="checkbox"/> 大正		<input type="checkbox"/> 昭和		<input type="checkbox"/> 平成						年						月						日	
法定相続人現住所 (報告書送付先)		〒																		性別 (<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女)									
		(住所)																											
日中の連絡先		(日中にお問合せができる連絡先の電話番号) () -																											

以下には、被相続人の内容をご記入ください。

(フリガナ) 開示対象者氏名 (死亡された方)																													
生 年 月 日		<input type="checkbox"/> 西暦		<input type="checkbox"/> 明治		<input type="checkbox"/> 大正		<input type="checkbox"/> 昭和		<input type="checkbox"/> 平成						年						月						日	
死亡時の自宅住所		〒																		※郵便番号を必ず記入してください。		性別 (<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女)							
		(住所)																											
		(電話番号) () -																											
死亡時の勤務先名																													
現住所以外の住所等		※1. ご記入いただいた住所で確認できた情報を開示します。 ※2. ローン等の契約をしたことのある勤務先住所等も含め、現住所以外にお調べされたい住所がございましたら漏れなく記入してください。																											
開示に必要な情報 ですので、現住所 以外にお調べされ たい住所がござい ましたら漏れなく 記入してください。		〒																											
		(住所)																											
		〒																											
		(住所)																											

<ご了承いただきたい事項>

当センターの会員である金融機関から借入れをしても、債務者死亡の事由により、その金融機関によって情報が削除されることがあるため、情報が掲載されないことがありますので、ご了承ください。

※以下は当センターの使用欄ですので、記入しないでください。

請求者の本人確認資料	1. 運転免許証等 2. パスポート 3. 住民基本台帳カード 4. 個人番号カード (写真あり)						
本人死亡資料、法定相続人確認資料	5. 在留カード等 6. 健康保険証 7. 住民票 8. 戸籍 (除籍) 謄本 9. その他 ()						
付記事項	1. 戸籍謄本 2. 除籍謄本 3. その他 ()			検印	照合	操作	受付

【ご記入例】

一般社団法人全国銀行協会
全国銀行個人信用情報センター 御中

平成 28 年 10 月 1 日

登録情報開示申込書 (法定相続人用)

センターが定める手続方法により、被相続人に関する登録情報の開示を申し込みます。

なお、開示情報の取扱いについては、一切の責任をもつことを誓約いたします。

開示報告書の送付は、次の2つの方法のうち、マークを付けた方にしてください。

(注：マークがない場合は原則どおり、より確実にご本人にお届けする本人限定受取郵便で送付します。

この場合、受取りにあたってご本人以外は受け取れないこと、本人確認資料の提示が必要であることにご留意ください。)

<input type="checkbox"/> 本人限定受取郵便	<input checked="" type="checkbox"/> 簡易書留
-----------------------------------	--

(フリガナ) 法定相続人氏名 (自署)	ゼンギン ハナコ							続柄	長女		
	全銀 花子										
法定相続人の生年月日	<input type="checkbox"/> 西暦 <input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		3	5	年		1	月	2	5	日
法定相続人現住所 (報告書送付先)	〒 100 - 0005							性別 (<input type="checkbox"/> 男 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 女)			
	(住所) 東京都千代田区丸の内1-3-1 東銀協マンション301号										
日中の連絡先	(日中にお問合せができる連絡先の電話番号) (03) 1111 - 2222										

以下には、被相続人の内容をご記入ください。

(フリガナ) 開示対象者氏名 (死亡された方)	ゼンギン タロウ							続柄			
	全銀 太郎										
生年月日	<input type="checkbox"/> 西暦 <input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		1	0	年		3	月	1	5	日
死亡時の自宅住所	〒 100 - 0005 ※郵便番号を必ず記入してください。							性別 (<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女)			
	(住所) 東京都千代田区丸の内1-3-1 東銀協マンション301号										
	(電話番号) () -										
死亡時の勤務先名	(株) 全銀商事										
現住所以外の住所等	※1. ご記入いただいた住所で確認できた情報を開示します。 2. ローン等の契約をしたことのある勤務先住所等も含め、現住所以外にお調べされたい住所がございましたら漏れなく記入してください。										
	〒 540 - 0012										
	(住所) 大阪府大阪市中央区谷町3-3-5										
〒 060 - 0001											
(住所) 北海道札幌市中央区北一条西5丁目3 北一条ビル2階											

<ご理解いただきたい事項>

当センターの会員である金融機関から借入れをしても、債務者死亡の事由により、その金融機関によって情報が削除されることがあるため、情報が掲載されないことがありますので、ご了承ください。

※ご記入いただいた住所で確認できた情報を開示します。お亡くなりになられたご本人様の前住所、前々住所等のほか、ローン等の契約をしたことのある勤務先住所等も漏れなく記入してください。

(ウェブサイト)

平成 年 月 日

委任状

一般社団法人全国銀行協会
全国銀行個人信用情報センター 殿

(申請人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 ※ 印鑑登録証明書の実印を押し
てください。

電話番号 () _____

(開示対象者氏名)

私は、下記の者を代理人と定め、 _____ の
個人信用情報の開示の権限を委任します。

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

以 上